

パテントプールの基本

加 藤 恒*

抄 録 情報通信技術分野を中心として、パテントプールが盛んに導入されるようになった。技術標準化が進展していることがその背景にある。ここでは、パテントプールを実施しようとした場合に理解しておくべき基本事項について、できるだけ平易に説明するためにQ&A形式で纏めた。

Q 1 パテントプールを定義付けるとどのようなものですか？

A 1 パテントプールとは、複数の特許権者が所有する特許を、ライセンス会社を通じて第三者に一括してライセンスする仕組みといえます。公正取引委員会では、「特許の複数の権利者が、それぞれの所有する特許のライセンスする権限を一定の企業体や組織体に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」¹⁾と定義されています。

Q 2 パテントプールはどのようにして形成されるのですか？

A 2 パテントプールの形成プロセスに一定のルールがあるわけではありませんが、一般的には、次のような流れになります²⁾。

① ある技術についてパテントプールの必要性が持ち上がったときに、特許権者の可能性がある会社（有志）の自発的活動が出発点になります。

② このような有志企業が集まって、プール化検討グループが組織化されます。場合によっては、既存のライセンス会社を取り纏め役（Facilitatorと呼ばれる）となって推進するこ

ともあります。

③ 次に、必須特許の選定作業が行われます。ほぼ平行してライセンス会社が選定され、あるいは新たにライセンス会社を設立する手続きに入ります。

④ 必須特許を保有すると認定された特許権者が集まってロイヤリティ額等のライセンス条件を決定します。必要に応じて、独占禁止法当局に事前審査の伺いを出すこともあります。当局の要請によって、ライセンス条件の変更や明確化が必要になる場合があります。また、特許権者とライセンス会社との間で手数料等の取極めを行います。

⑤ 最終的に決定されたライセンス条件に従って、ライセンス会社がプールライセンスを開始することになります。

Q 3 ライセンス会社はなぜ必要ですか、またその役割は何ですか？

A 3 ライセンス会社が必要な理由は、その中立性・独立性の要請に基づくからです。すなわち、パテントプールではライセンサとライセンシの重要な営業情報（売上高や特

* 弁理士、三菱電機株式会社 知的財産渉外部次長
Hisashi KATO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

許料額)を扱う以上、情報の秘匿性が求められるので、例えばライセンサの中の1社がライセンス会社を兼ねることは不適切です。

次に、ライセンス会社の役割として一番重要なのは、交渉を通じてパテントプールのメリットを理解させてライセンスをより多く獲得することです。また、実務的にはロイヤリティの徴収と分配の管理業務が大切です。さらに、問題解決に当たって往々にしてライセンサ間では利害の対立する場面が生じます。このため、ライセンス会社がその中立性に立脚して調整にあたるのが少なくありません。

Q 4 独占禁止法に違反しないために、どのような点に留意しなければなりませんか？

A 4 パテントプールは、競争事業者等が共同してライセンス条件を定めて権利の利用を図る仕組みですから、本質的に私的独占や不公正な取引方法に該当する虞れを内包するものです。一方、現代の先端技術は、多数の開発事業者の提案と成果の集合によって成り立つものですから、集合的な権利許諾方法がないと不便極まりないこととなります。したがって、独占禁止法当局はパテントプールの総合的効果として競争促進的かあるいは競争阻害的かで独占禁止法の該当性を判断しています。具体的には、以下の判断基準が重要です。

(1) 補完的技術の統合であるかどうか

これは、ある技術が複数の技術的構成要素から成る場合に、各構成要素に特許が存在し、これらを全て使用することによって全体技術の利用が可能になることをいいます。逆に言えば、必ずしも統合する必要のない技術群を集めてパテントプールを形成することは、代替技術の普及を阻害する虞れがあるから独占禁止法の問題が生じると考えるわけです。

(2) 原則として、必須特許であること

いわゆる抱き合わせ (Tie in) の虞れを防ぐために、パテントプールの対象特許は当該技術の実施に不可欠な必須特許に限定することが必要と考えられます。

(3) 非差別的ライセンスであること

全てのライセンスに対して、同一のライセンス条件が適用されることが必要です。

Q 5 パテントプールの開放性とバイパス性とはどのようなものですか？

A 5 パテントプールの開放性とは、必須特許を有する特許権者は誰でもパテントプールに参加できることを意味します。これは、パテントプールが独占禁止法に違反しないための要件となります。過去には、パチンコ機に関して形成されたパテントプールが、新たな新規参入者の排除手段として用いられたことを理由に、公正取引委員会から排除勧告を受けた例があります³⁾。

パテントプールのバイパス性とは、特許の実施許諾を希望する者はパテントプールを通じて一括ライセンスを受ける道とは別に、パテントプールの特定の特許権者 (ライセンサ) との間で個別ライセンスを締結することが許されることを指します。パテントプールに対する独占禁止法の一つの疑念は、競争事業者であるライセンサが共同して単一のロイヤリティ条件等を定めることが一種の共謀にあたる可能性が否定できない点です。そこで、パテントプールからのライセンスを唯一の手段とせず、個別ライセンスを可能にしておくことが必要になるわけです。

このように、パテントプールの開放性とバイパス性は独占禁止法に違反しないための要件であるということができます。

Q 6 パテントプールの対象特許は必須特許に限定しなければいけないのですか？

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

A 6 原則として、パテントプールでは必須特許に限定されます。先に述べたように、「抱き合わせ取引」の虞れを回避するためであり、また必須特許でない代替特許を加えると、競争関係に立つ代替特許のライセンス条件が一定になるため、競争阻害要因になる虞れが高いからです⁴⁾。このため、もし必須特許以外もプールに含める場合には、合理的必要性があるか及び競争促進効果があるかなどの観点から総合的に判断されることとなります。

次に、必須特許には、代替手段が想定できない技術的必須特許 (Technically Essential Patents) と、代替手段は理論的にはあっても、それ以外の手段では費用・性能面から実用性がないと考えられる商業的必須特許 (Commercially Essential Patents) の二つがあります。前者は公的技術標準において、後者はフォーラム標準に関するパテントプールにおいて採用されることが多いようですが、独占禁止法当局はいずれも「必須特許」として扱うことを是認しています。

Q 7 必須特許の鑑定は誰が行うのですか？

A 7 必須特許か否かの判断は、パテントプールに参加する事業者から独立した専門的知識を持った第三者（以下、鑑定人という）が行うことが求められます。

鑑定人は、パテントプールに参加する特許権者の総意として決定されますが、一つには個人としての弁護士や弁理士が指定される場合があります。この場合、当該鑑定人の判断基準は全ての必須特許申立人のケースに適用されますので、必須性の基準に対する公平性を保つことは容易ですが、もしコンフリクトの問題（鑑定人が申立人の代理業務をしていた場合など）があると急遽別人を立てる必要が生じます。そこで、組織的な鑑定機構、例えばARIBパテントプー

ルに関して行われている日本知的財産仲裁センターの必須判定制度を活用する方法があります。これは、複数の鑑定人ペア（弁護士と弁理士から成る）が鑑定するもので、コンフリクトの問題を回避しつつ、鑑定人間の相互の基準摺り合わせを密にして妥当な判断基準に収斂することが期待できるものです。

Q 8 パテントプールに適用されるロイヤリティはどのように考えるのですか？

A 8 パテントプールのロイヤリティは、全体として合理的なものであることが求められます。したがって、個別ライセンスの場合とさほど大差ないレベルにロイヤリティが設定されると考えられます。

これを、具体的に日本の地上波デジタルテレビ（出荷価格を10万円と仮定）を例にとり、料率を算定してみると表1のようになります。

表1 パテントプールのロイヤリティ（デジタルテレビの例）

パテントプール	技術	適用ロイヤリティ	換算料率
MPEG2	画像圧縮	2.5ドル	0.3%
ISDB-T (ARIB)	伝送方式	200円	0.2%
MPEG2 AAC	音声圧縮	0.5ドル	0.06%

このように、各パテントプールのロイヤリティは比較的低価に設定されていることがわかります。なお、パテントプールでは、ロイヤリティを料率ではなく固定額にしている場合が殆どですが、これは製品価格の変動に左右されないようにして、その分低いロイヤリティを提供するという考え方と思われれます。

Q 9 パテントプールのロイヤリティはどのように配分されるのですか？

A 9 原則として、プールされている特許の数に基づいて配分されています。この場合の実際の配分にあたっては、特許の存在

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

国を考慮しなければならないため、二つの方法があります。一つは、ライセンスに製造国と販売国をロイヤリテレポートの中に記載してもらい、それに基づいて製造国と販売国に存在する特許に対して配分するものです。他の方法は、このような報告は義務付けない代わりに、ライセンス会社が独自に入手したマーケットデータを基礎として配分することがあります。なお、本来ならば特許の価値にも着目して重み付けを行うべきでしょうが、価値評価の困難度が高いため今後の課題となっているのが現状です。

次に、原則に対する修正要素になりますが、収入ロイヤリティの一定割合（例えば10%）を特許権者に均等配分する方法も用いられています。

Q 10 アウトサイダーとは何ですか？

A 10 アウトサイダーとは、必須特許を保有しながらパテントプールに参加しない特許権者のことを言います。いうまでもなく、パテントプールに参加するかどうかは本来的に自由です。したがって、プール外でこのようなアウトサイダーが合理的なロイヤリティでライセンスを提供してくれるならば大きな問題にはなりません。ところで、アウトサイダーは、技術開発は行うが製品化自体はしない開発専門企業が圧倒的です。つまり、開発専門企業にとっ

ては特許が商品ですから特許料は高ければ高いほど良いので、パテントプールの目指す比較的低価なロイヤリティは相容れないものとなります。この問題を解決する方向性は二つあると思われます。第一に、パテントプールにおけるロイヤリティ配分において、開発専門企業に対して一定の優遇措置を与える考え方です。第二に、もしパテントプールに参加しないアウトサイダーがプールの提供する条件に比較して不当に高いロイヤリティを要求した場合には、法的な対抗措置を考えることです。強制実施権や権利濫用論などが視野に入るのではないのでしょうか。いずれも容易に適用できる手段ではありませんが、できる限りアウトサイダーを生じさせないパテントプールをどう構築するかは今後の重要な課題です。

注 記

- 1) 特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針，公正取引委員会，平成11年7月
- 2) 加藤恒，パテントプール概説，pp.9～21（2006）
発明協会
- 3) 平成9年（勸）5号，公正取引委員会，平成9年6月20日
- 4) 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会，平成17年6月29日

（原稿受領日 2007年8月17日）